

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会の運営方針について

1. 会議の開催及び出席者

(1) 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は、検討会の座長（以下「座長」という。）は、会議を非公開とすることができる。
- ② 座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

(2) 代理出席

委員の委任を受けた者については代理出席を認める。

(3) 委員の追加

検討の進捗状況等に応じ、事務局は座長の了承を得て、委員の追加を検討会に求め、検討会はこれを了承することができるものとする。

2. 資料等

会議で配付された資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、特定の者に不利益をもたらすおそれがある場合は、座長は、資料を非公開とすることができる。

3. 議事要旨等

(1) 議事要旨の作成

議事要旨の作成に当たっては、会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

(2) 議事要旨の配付

議事要旨は、委員に配付するものとする。

(3) 議事要旨の公開

公開した会議の議事要旨は、公開するものとする。

4. その他

1、2及び3に規定するもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定めることができるものとする。